

新見市教育委員会 2月定例会 会議録 【公開用】

1 日 時 平成30年2月15日(木) 午後1時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 1階会議室1A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	城井田 二 郎
職務代理者	小 野 貴美江
委 員	松 井 健 一

4 欠席委員の職・氏名

委 員	吉 田 徹
委 員	住 本 克 彦

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	安 藤 暢 重
教育総務課長	石 橋 博
学校教育課長	岡 本 邦 尚
生涯学習課長	田 邊 純 孝
教育総務課庶務係長	三 村 真 司

6 記 録

午後 1 時 3 0 分 着 席

(平成30年2月15日(木) 午後1時30分から午後3時31分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

石橋課長 (新見市教育委員会 1 月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案 4 件、協議・報告 2 件等について説明を行う。)

城井田教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

4 教育長報告

城井田教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

城井田教育長 それでは、「6 議事」に移ります。
「議第 5 号」の説明をお願いします。

6 議 事

議第 5 号 指定学校変更申請の承認について

岡本課長 議第 5 号 指定学校変更申請の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。1 ページから 5 ページまでということで、小学校関係が 15 件、中学校関係が 4 件の指定学校変更承認申請が出ています。家庭の事情で放課後子どもを預ける場所の関係による申請が多くなっています。放課後児童クラブを活用したいということで、指定校にそれが無いために変更申請に至るケースが 4 件あります。その他は、家庭の事情によるものですが、特に問題がある理由で申請に至ったケースは無いと確認しています。以上です。

城井田教育長 ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

松井委員 この内容について異議があるわけではないのですが、去年の春に学校訪問した複式になるぐらいの小規模小学校に入学する予定だった子ども 2 人が隣の小学校に入学になるので、今度の入学生が何人ぐらいになるのか気になりました。

岡本課長 変更後の人数が、4 名だったと記憶しています。この学校の放課後児童クラブは、長期休業中しかやっていないため申請が出たようです。

城井田教育長 外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、議第5号は承認とします。
次に「議第6号」の説明をお願いします。

議第6号 新見市立学校管理規則の一部を改正する規則について

岡本課長 議第6号 新見市立学校管理規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。この規則については、1月の定例会に小学校に係る様式の改正を付議したところですが、就学前の教育課程編成表も改正が必要となり、2ページの様式のとおり改正するものです。以上です。

城井田教育長 ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、議第6号は承認とします。
次に「議第7号」の説明をお願いします。

議第7号 新見市立学校職員服務規程の一部改正について

岡本課長 議第7号 新見市立学校職員服務規程の一部改正について説明させていただきますので、資料をご覧ください。改正の部分ですが、第10条の見出しを「職員の出張」に改め、同条中「出張又は校外勤務」を「出張」に、「出張・校外勤務命令簿」を「出張命令簿」に改めるものです。今までは、学校から何キロまでは校外勤ということで扱っていたのですが、曖昧な部分があったため今回全て出張という扱いに改めるもので、他の市町も同じ扱いであると確認しています。県条例の改正に伴い、介護休暇の項を第19条として、介護時間についての項を第20条として新たに追加するものです。3ページから9ページがそれぞれの様式で、個々の改正については10ページからの新旧対照表をご確認ください。以上です。

城井田教育長 介護休暇の何が入ったからどう変わったというように、簡潔に説明してください。

岡本課長 介護休暇と介護時間が新たに設定されました。

城井田教育長 介護休暇や介護時間が新たに出来て、職員が取得出来るようになったということですか。

岡本課長 今まではなかったのが、取得出来るようになりました。実際の取得については、勤務に支障が無いように学校長と相談しながらになると思います。

城井田教育長 先生方にとっては良くなったということですね。

岡本課長 良くなったと考えています。

城井田教育長 県の改正に伴っての改正ということですが、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

松井委員 異議ではないのですが、最初の出張・校外勤の区別がなくなったということですが、実態としては変わらないのですよね。今まで郊外勤といていたものが全部出張になったということですよ。そこには旅費が付くとか付かないとかは関係なく、勤務地を離れて出かける場合は全て出張になったということですよ。

岡本課長 旅費については別な取り決めがあるのですが、そのとおりです。

松井委員 介護休暇と介護時間がわざわざ分けてあるのは、どのような理由ですか。

岡本課長 介護休暇は日で取得し、介護時間は時間で取得するものと考えています。

松井委員 私も、介護時間というものは休暇を時間単位で取得するものだと理解していたのですが、資料11ページの10行目の「給料については…」という記述を読むと、介護休暇により勤務しない1時間につき云々とあります。この11ページの6番と12ページの5番の規程がほとんど同じような記述なので、どう違うのかと疑問に思いました。

岡本課長 運用については十分理解できていない部分もありますので、確認し後日報告します。

松井委員 介護離職という問題もありますので、そういったことがないように介護できる体制を築くことが大切だと思います。

小野職務代理者 本当はいけないことなのですが、一般企業の方が介護休暇が取得しづらく離職に繋がるケースが多いかもしれません。

城井田教育長 外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、議第7号は承認とします。
次に「議第8号」の説明をお願いします。

議第8号 新見市立幼稚園園則の一部を改正する園則について

岡本課長 議第8号 新見市立幼稚園園則の一部を改正する園則について説明させていただきますので、資料をご覧ください。この議第8号と次の第9号については、1月定例会で承認いただいた新見市立幼稚園条例の一部改正で、井倉幼稚園と明新幼稚園が廃園になることに伴い改正するものです。現在、3月市議会定例会に条例改正を上程していますが、条例の可決を条件として改正するものです。以上です。

城井田教育長 ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、議第8号は承認とします。
次に「議第9号」の説明をお願いします。

議第9号 新見市立幼稚園及び認定こども園預かり保育に関する要綱の一部改正について

岡本課長 議第9号 新見市立幼稚園及び認定こども園預かり保育に関する要綱の一部改正について説明させていただきます。この改正についても、井倉幼稚園と明新幼稚園の記述を削るものです。以上です。

城井田教育長 ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、議第9号は承認とします。
次に「議第10号」の説明をお願いします。

議第10号 新見市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について

岡本課長 議第10号 新見市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について説明させていただきますので、資料をご覧ください。これは、いわゆる学童保育、放課後児童クラブに関わる改正ですが、改正前は5人以上の入会をもって設置できるというものでしたが、国や県の補助金要綱でも5人未満でも設置を認めているので、ただし書きを加えるものです。現状では3人や4人になってしまうことで存続が難しくなる状況であるのが、上市や哲多です。運営委員会で継続が可能であるということであれば、存続を認めるという改正案です。以上です。

城井田教育長	今の説明では、3人程度からを想定しているのですか。
岡本課長	3人集まったらということと、支援員の確保も課題としてあるので、それらもクリアして可能ということであれば、今は長期休業中のみ開設している状況もありますので、運営が可能であれば開設できるようになります。少しでも多くの学校で、放課後児童クラブが開設出来るよう改正するものです。
城井田教育長	ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。
各委員	(無しの声)
城井田教育長	無いようですので、議第10号は承認とします。 次に「議第11号」の説明をお願いします。
議第11号	新見市放課後児童健全育成事業費補助金取扱要領の一部改正について
岡本課長	議第11号 新見市放課後児童健全育成事業費補助金取扱要領の一部改正について説明させていただきますので、資料をご覧ください。放課後児童クラブの運営状況の改善に繋げるための改正です。具体的には、支援員や補助員の確保に苦慮しているということがありますので、市の他の臨時職員等の賃金アップに連動して賃金を改正することと、新たに通勤手当を設定するものです。また、需用費や役務費について上限を設けていたのですが、事業に要する経費は認めるよう改正するものです。支援員の確保と待遇改善が、放課後児童クラブの運営上是非とも必要であるとのことで行うものです。以上です。
城井田教育長	この改正については、クラブの運営に関わられている協議会の代表者が集まられているところで、意見聴取や協議を行っています。その中で要望があったもののうち、何から出来るかと検討し他にも要望をいただいているのですが、今回はここまでの改正を行うこととしています。放課後児童クラブの有無により、指定校を替えざるを得ない方々が少しでも減ればと考えています。どこまで効果があるかはわかりませんが、後々に検証して報告したいと思います。 外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。
松井委員	待遇が改善されることは非常に良いことだと思います。1つ質問なのですが、賃金のところは支援員1時間当たりいくらと明記してある一方で、通勤手当は実額となっていますが統一した基準はあるのですか。県には基準があったと記憶しており、一般的には明示してあるのが手当であると思うのですがいかがでしょうか。
岡本課長	市の規程では、2キロ以上で1キロ何円ということ支給しています。講師と支援員を兼ねる場合があるため、明示出来ないという状況が

あります。

城井田教育長

1キロ何円ですか。

三村係長

1キロ33円です。

城井田教育長

今まで通勤手当がないために、遠隔地を理由として支援員の確保が困難であったことを少しでも改善するためのものです。
外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第11号は承認とします。
次に「議第12号」の説明をお願いします。

議第12号 新見市公民館条例の一部を改正する条例について

田邊課長

議第12号 新見市公民館条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。新見市公民館条例第2条に規定している位置について、別表第1の新見公民館の位置が、この度の整備により新見市新見823番地1に移転するものです。この条例の一部改正を3月市議会定例会に上程していますが、条例の可決を条件として改正するものです。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第12号は承認とします。
次に「議第13号」の説明をお願いします。

議第13号 新見市立哲西図書館規則の一部を改正する規則について

田邊課長

議第13号 新見市立哲西図書館規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。新見市立哲西図書館規則第2条に規定している開館時間については、午前10時から午後7時までとなっていますが、開館当初からの事業実績書によると午前9時から午後7時まで開館しています。指定管理期間が今年の4月から始まるこの機会に、実態にあった開館時間に合わせ一部改正するものです。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第13号は承認とします。
次に「議第14号」の説明をお願いします。

議第14号 新見文化交流館・生涯学習センター条例の一部を改正する条例について
田邊課長

議第14号 新見文化交流館・生涯学習センター条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。新見文化交流館・生涯学習センター条例第2条に規定している生涯学習センターの位置について、この度の整備により新見市新見823番地1に移転するものです。また、第4条に関わる施設の名称や開館時間等について、資料5ページから6ページのとおり別表第1の改正を、さらに第10条に関わる使用料について、資料6ページから11ページのとおり別表第2を一部改正する条例を3月市議会定例会に上程しており、条例の可決を条件として改正するものです。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第14号は承認とします。
次に「議第15号」の説明をお願いします。

議第15号 新見市立学校職員旧姓使用取扱要綱の一部改正について

岡本課長

議第15号 新見市立学校職員旧姓使用取扱要綱の一部改正について説明させていただきますので、資料をご覧ください。これは、先ほど議第7号で審議いただいた、新見市立学校職員服務規程の一部改正に伴い、関係の条文が25条から27条になりますのでその部分を改正するものです。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第15号は承認とします。
次に「報第1号」の報告をお願いします。

報第1号 平成29年度新見市特別支援教育支援委員会の就学指導結果について

岡本課長

報第1号 平成29年度新見市特別支援教育支援委員会の就学指導結果について説明させていただきますので、資料をご覧ください。来年度の就学に関わる部分について、この委員会を昨年11月6日(月)、20日(月)、今年2月6日(火)の三日間行っています。就学指導の結果ですが、幼児・児童・生徒78名が対象で、例年と同程度の人数となっています。支援学校や支援学級等への入級や進学が必要かどうかにつ

いて、委員会で審議していただいています。小学校への入学に係る審議が例年は10名程度なのですが、今年は少し多めです。次に中学校への入学に係る審議ですが、小学校では通常学級であった児童が新たに支援学級へという結果でした。その他の在学者の指導結果ですが、小学校の審議数40名、中学校の審議数17名ということで、継続が必要かどうかについて審議するのですが、小学校では支援学級から通常学級へ転級の判定が出ている児童が数名います。また、入学時に支援学校への入学の判定が出ていた児童が、保護者の強い要望で通常学級へ入級していたけれど、継続が困難で支援学校へ転学の判定が出た児童もいます。中学校については、通常学級から支援学級への転級の判定が出た生徒がいます。これはあくまでも支援委員会の判定ということで、この結果を保護者や学校に通知し、最終的には保護者や学校が決定します。以上です。

城井田教育長

ただいまの報告について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

松井委員

資料(3)の中学校への入学に係る審議数が、現在小学6年生の通常学級に在籍する児童数ということですが、次の(4)のその他の項で現在支援学級に在籍する児童が、そのまま中学校で支援学級に入級するという理解でよろしいでしょうか。

岡本課長

小学校と中学校では学習環境が違うということで、通常学級から支援学級への判定が出たのですが、保護者が同意すれば支援学級への転級という運びになります。

城井田教育長

気をつけなければいけないことが1点あります。この小学校の審議数40名の中に、1名支援学級から通常学級へ転級の判定が出た知的の児童がいます。つまり、知的の支援学級にいた児童が新年度から通常学級へ転級するという事です。自閉・情緒の関係については、集団適応等の関係があるため転級は考えられるのですが、知的の児童が転級することは、最初の段階で本当に支援学級に入級する必要があったのかどうか疑問が残ります。学級の設置について信頼の問題が出かねないので、しっかり吟味しておいてください。あくまでもこの委員会での判定ということなので、具体的なことは別な問題ですが校長先生方としっかり協議しておいてください。

外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

以上で議事は終了しました。

7 閉 会

城井田教育長

2月定例教育委員会をこれで閉会します。
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後3時31分)